

公立高等学校の授業料等について

■ 授業料等の額（大阪府立高校の場合）

課程	入学検定料	入学料	授業料	学校諸費等
全日制	2,200 円	5,650 円	118,800 円(月額 9,900 円)	学校・課程等で 異なります。
定時制	950 円	2,100 円	32,400 円(月額 2,700 円)	
通信制	800 円	500 円	1 単位あたり年額 330 円	

■ 高等学校等就学支援金制度（公立）

1. 制度の概要

就学支援金は、保護者等（親権者全員）が所得等の要件を満たす生徒の授業料を、国が生徒に代わって負担する制度です。保護者等に現金が支給されるものではありません。また、返済の必要はありません。なお、就学支援金制度の対象は授業料のみですので、学校諸費等は、全ての生徒が支払うことになります。

2. 支給対象となる要件（令和 7 年 3 月 3 日現在※）

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件の全てに該当する場合となっています。

- ① 日本国内に住所を有する者
 - ② 高校等を卒業又は修了したことがない者
 - ③ 高校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制課程・通信制課程は 48 月）を超えていない者
 - ④ 保護者等の課税標準額（課税所得額）× 6%－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、調整控除の額に 3 / 4 を乗じた額）で計算される算定基準額が **304,200 円未満**の者（父母両方の合算額になります。）
- ※ 現在、国において高校授業料の無償化について、自民・公明・維新の 3 党合意を経て、就学支援金の拡充が盛り込まれましたが、詳細は未定です。制度の詳細が判明した際は、生徒がお通いの学校を通じてお知らせします。

3. 支給事務の流れ

- ① **受給資格認定申請**（入学年度の 4 月に、学校で手続きが必要です。）
前年度の課税状況（前々年の収入額によるもの）で、受給資格の認定と、1 年生の 4 月分から 6 月分までの支給（授業料の支払い）について判定します。申請方法は、「高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)」を使用したオンライン申請です。入学時に所得が超過している場合などは、各学年の 7 月に再度、受給資格認定申請を行うことができます。また、保護者等の状況に変更があった場合は、随時、認定申請を行うことができます。
- ② **収入状況届**（各学年の 7 月に、学校で手続きが必要です。）
当該年度の課税状況（前年の収入額によるもの）で、7 月分から翌年 6 月分（最終学年は翌年 3 月分）までの支給（授業料の支払い）について判定します。**すべての方がオンラインで手続きが必要です。**
- ③ **認定後に離婚や死別、養子縁組・親権者の変更など、保護者等の状況に変更があった場合にも、その度、手続きが必要です。変更があった場合は必ず学校事務室へのご連絡をお願いいたします。**

【 ご注意ください！ 】

就学支援金の申請にあたっては、収入に基づく税情報が必要です。お住まいの市町村に税の申告が済んでいない場合は、マイナンバーの提出があっても審査を行うことができません。結果の通知が遅れる原因にもなりますので、毎年必ずお住まいの市町村に税の申告を行うようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

- ◎ 大阪府立港南造形高等学校 事務室 電話：06-6613-1000
- ◎ 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話:06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
- ◎ 大阪府ホームページ「府立高等学校の授業料と就学支援金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/furitukoukou/>



高等学校等奨学のための給付金について

■ 制度の趣旨

府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、給付金（現金）を支給します。返済の必要はありません。

■ 支給対象となる要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～⑥の要件を全て満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合算額が**0円（非課税）**の世帯、又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に在住**していること（※）
- ③ 生徒が、就学支援金の受給資格を有する者、又は学び直しへの支援の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則令和7年7月1日現在において休学していないこと
- ⑤ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の高等学校等も対象です）
- ⑥ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること

※ 保護者等（親権者）の一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対して奨学のための給付金を申請しない場合に限り、大阪府教育庁に申請できます。

※ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、支給対象なりません。

■ 給付金額

対象生徒の区分		給付金額 (令和7年度)
生活保護受給世帯で、生業扶助を受給されている生徒 (全日制・定時制・通信制とも同額)		32,300円
申請年度の 道府県民税 所得割額 及び 市町村民税 所得割額 非課税世帯	全日制又は定時制に在学する生徒（下記以外）	131,500円
	全日制又は定時制の生徒で、生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹が、 a・b のどちらかに該当する場合 a. 兄又は姉が高校等に在学する場合 b. 15歳以上23歳未満で、中学校や高校等（全日制・定時制）に在学していない場合（働いていないこと）	143,700円
	通信制に在学する生徒	50,500円

■ 申請の手続き

支給を受けようとする保護者等は、毎年7月に手続き（受給申請書と添付書類の提出）が必要です。受給申請書を学校で配付しますので、学校を通じてご提出をお願いします。

■ 給付金の支給時期

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、12月末を目途に指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺するため、一部又は全額が振り込まれないことがあります。

【お問い合わせ先】

- ◎ 大阪府立港南造形高等学校 事務室 電話：06-6613-1000
- ◎ 大阪府 府民お問合せセンター ピピっとライン 電話：06-6910-8001 FAX:06-6910-8005
- ◎ 大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>

